

[事案 2021-114] 満期保険金支払請求

・令和4年1月7日 和解成立

<事案の概要>

満期保険金から手術給付金の過剰支払分の金額等が控除されたことを不服として、満期保険金の満額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年4月に契約した養老保険について、満期保険金から手術給付金の過剰支払分の金額等が控除されたが、以下の理由により、満期保険金を満額支払ってほしい。

- (1)手術給付金の過剰支払の理由について、きちんとした説明を受けなければ、返金することができない旨を再三伝えていた。
- (2)保険会社は、説明責任を果たさないまま、過剰支払分を差し引いて、満期保険金の支払いをした。

<保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより、解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。